

京都市告示第 378 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 17 年 11 月 7 日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類 一般国道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
367号	左京区八瀬野瀬町53番地地先から	旧	メートル 12.80	7.75 ～メートル 10.50
	同町116番地の3地先まで	新	12.80	9.80 ～ 10.80

(建設局道路部道路明示課)